

平成 28 年 度

事 業 報 告 書

自 平成 28 年 7 月 1 日

至 平成 29 年 6 月 30 日

一般財団法人 自然環境研究センター

I. 事業概要

当センターは平成 29 年 10 月に設立 39 年を迎える。江東橋事務所における新たな体制のもとで、これまでの実績を基礎に事業のさらなる発展を期し、運営・管理の充実を図りつつ、以下の事業を実施した。

1. 受託事業を中心とした調査・研究活動

- (1) 調査研究活動の推進
- (2) 調査研究体制の充実
 - ①地域事務所の維持と状況に合わせた拡張
 - ②生物多様性分析室の維持
 - ③職員の研修・教育
 - ④海外関係プロジェクトに対するコミット

2. 自主事業を中心とした事業活動

- (1) 人材派遣サービス
- (2) 東京環境工科専門学校との連携
- (3) その他

3. 公益目的事業

- (1) 研究開発の推進
- (2) 情報の収集整理、公開
- (3) 生物多様性保全の推進・普及
- (4) 生物分類技能検定
- (5) 法律に基づく登録機関等としての業務

Ⅱ. 事業報告

1. 受託事業を中心とした調査・研究活動

(1) 調査研究の推進

次の分野を中心として調査研究を行った。

- ① 戦略的自然環境調査研究分野
- ② 外来生物影響調査研究分野
- ③ 鳥獣保護管理分野
- ④ 情報処理分野
- ⑤ 危機対応調査研究分野

(2) 調査研究体制の充実

① 地域事務所の維持と状況に合わせた拡張

平成28年度は3つの地域事務所を維持するとともに、特定外来生物ツマアカスズメバチへの対応のため開設した対馬事務所を時限維持し、各分野の調査研究活動を積極的に展開した。

・奄美大島事務所（鹿児島県奄美大島、平成18年10月開設）

マングース駆除のため44名を配置。混獲防止わな、マングース探索犬などの導入にも取り組んだ。

・小笠原事務所（東京都父島、平成18年11月開設）

世界自然遺産登録に関連し、外来種対策、希少種保護、保全計画策定などのため7名を配置。父島のヤギ、外来プラナリア、兄島のアノールトカゲ、クマネズミの対策、オガサワラシジミ・オガサワラハンミョウの保全など多岐にわたる調査研究活動を行った。

・佐渡事務所（新潟県佐渡島、平成20年9月開設）

トキ野生復帰のため2名を配置。2020年に220羽の定着を目標とし、モニタリングを実施した。

・対馬事務所（長崎県対馬、平成27年4月時限開設）

特定外来生物ツマアカスズメバチ防除計画策定のために1名を配置し、調査、防除対策を実施した。

② 生物多様性分析室の維持

山梨県富士川町（旧増穂町）の生物多様性分析室において、主に大型獣の個体分析等を継続して実施した。

③ 職員の研修・教育

職員の資質向上を図るため、各種の研修、学術集会、ワークショップ等への参加を奨励するとともに、職員研修（新入職員研修や新卒採用に向けた管理職研修など）を実施した。

また、自然と人間による国土のあり方を考える一助とするため、「鳥獣と国土政策」懇談会を月1回のペースで開催した。

④ 海外関係プロジェクトに対するコミット

国際協力機構（JICA）など各種法人から依頼を受け、アルゼンチン、インドネシア、コスタリカ、ミャンマーなどに人員を派遣し、各種調査を行った。

2. 自主事業を中心とした事業活動

(1) 人材派遣サービス

平成15年4月1日に一般労働者派遣事業の許可を受けて開始した本事業は、本年度で14年目を迎えた。

平成28年度は18件(29名)の派遣を実施し、売り上げは平成27年度とほぼ同額に達した。なお、平成28年度末時点でのスタッフ登録者総数は105名となった。

(2) 東京環境工科専門学校との連携

以前より協力関係にある学校法人「東京環境工科学園」に対し、カリキュラム編成の助言や講師の派遣等を行った。特に4年制学科の野生動物管理技術者養成コースについては、鳥獣被害防止部が全面的にバックアップを行った。

(3) その他

○公益信託の事務局業務

昨年度に引き続き、以下の公益信託の事務局を運営した。

- ・ 公益信託富士フィルム・グリーンファンド事務局
- ・ 四方記念地球環境保全研究助成基金事務局
- ・ 増進会自然環境保全研究活動助成基金事務局
- ・ ミキモト海洋生態研究助成基金事務局
- ・ 乾太助記念動物科学研究助成基金事務局

3. 公益目的事業

(1) 研究開発の推進

昨年度に引き続き、野生生物のセンサス手法、外来生物の対策手法、野生生物の保護管理手法等の研究開発、各種システム開発等を行った。

① 鳥獣被害防止に関する技術マニュアル作成事業

多様化する野生鳥獣保護管理分野の業務に対応するために、鳥獣被害防止部を中心に、有害鳥獣捕獲及び個体数調整捕獲、生息環境管理及び被害対策、生体捕獲、普及・指導、人材育成などの事業を展開した。特に、ニホンジカやイノシシなど甚大な被害を出している野生鳥獣を効率的・効果的に捕獲するための技術マニュアルを作成するとともに、地方自治体、JA、農業従事者、狩猟者へ提供することにより、人と野生鳥獣の調和の取れた関係の構築を進めた。

② わな等捕獲用具の改良事業

効率良く鳥獣を捕獲するために、わな等の捕獲用具の改良を行い、被害の軽減につなげた。また、こうした活動から得られた技術の提供を行い、地方自治体や狩猟者に対して技術指導を行った。

(2) 情報の収集整理、公開

資料の収集活動を積極的に行い、実施したプロジェクトの成果を基に情報のデータベース化を進め、活用システムの充実を図った。また、寄贈図書や購入図書等を整理・登録を行った。

(3) 生物多様性保全の推進

昨年度に引き続き、生物多様性の基本である生物種の情報整備(リスト化)と、種の実体を表徴する標本と写真の整備を中心に事業を進めた。

(4) 生物分類技能検定

平成11年度に開始した本事業は、本年度で19年目を迎えた。従来同様、6月に「4級(第1回)検定試験」を実施、11月に「1級一次(筆記)」から「4級(第2回)」までの全級の試験を同日に実施した。また、平成29年2月に1級二次(面接)検定試験を実施し、合格者の登録を行った。

(5) 法律に基づく登録機関等としての業務

① 種の保存法に基づく登録機関・認定機関業務

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき、環境省及び経済産業省の登録・認定機関として、国際希少野生動植物種の個体、器官の登録業務及び象牙製品の認定業務を行った。

- a 国際希少野生動植物種登録業務（個体）
- b 国際希少野生動植物種登録業務（器官・加工品）
- c 国際希少野生動植物種（象牙製品）認定業務

※ 実施状況は別紙1から3のとおり

② 外来生物法に基づく種類名証明書発行機関業務

平成17年6月1日付けで施行された「外来生物法」に基づき、平成17年6月9日より「種類名証明書発行機関」として業務を開始した。

12年目の本年度は、3件の証明書を発行した。事業開始時からの証明書発行数は、272件となった。

Ⅲ. 構 成

1. 役員に関すること

理 事	監 事	評 議 員	計
(内訳) 理 事 長 1 専務理事 1 理 事 6 <hr/> 計 8	2	7	17

2. 職員に関すること

事 務 局 長	事 務 系 職 員	技 術 系 職 員	計
1	16	81	98